

ECALGA標準に関するお問合せ一覧

2018/12/25

分類1	分類2	問い合わせ内容(Q)	回答(A)	備考
シンタックスルール	属性定義	バージョン「1X」における「Y属性」使用不可理由について バージョン「1X」では何故「Y属性」が使えないのでしょうか。	バージョン「1X」はEIAJシンタックスルールを採用しており、「Y属性」が定義されていないためです。 日付関連の情報項目の属性は「9(6)」で定義しています。	
シンタックスルール	属性定義	バージョン「2X」における「Y属性」使用不可理由について 日付項目について、バージョン「2X」ではCIIシンタックスルールを採用しており「Y属性」が定義されているにもかかわらず、何故「Y属性」を使用していないのでしょうか。	バージョン「1X」との互換性を保つため「2X」以降も日付項目には「9」属性を使用しています。 「1A~1D」「2E~2H」では9(6)、「2J」以降はX(8)で定義しています。	
シンボル標準	C-3ラベル	バーコードと2次元シンボルの併用について C-3ラベルではバーコード、2次元シンボルどちらかを選択(併用は不可)とされていますが、併用不可に至った背景をご教示ください。 また、発注者と受注者で取り決めを行い、バーコードと2次元シンボルを1つのラベルに併記することは問題ないでしょうか？ ※2次元シンボルへの移行を検討していますが、ハードウェアやシステムの更新を順次切替える必要があり、バーコードと2次元シンボルを併用したいと考えています。	C-3ラベルは寸法制約(50~100mm×30~50mm)により、シンボル併記を標準とはし難いことおよび、2次元シンボルは従来のバーコードリーダーでは読取れないことから、いずれかのシンボルが選択されて利用されるものと想定していました。 以上の背景もありますが、2次元シンボルに対応したハード・システムの移行期間中の暫定的な運用として、受発注者双方合意のもとで、併記することは問題ありません。	
シンボル標準	C-3ラベル	シリアルNo.について C-3ラベル様式について、確認させて下さい。「表 C-3ラベルのバーコード表示項目」内、「シリアルNo」の備考に、以下の説明が記載されています。 受注者によって割り当てられる12桁以内の英数字、発注者側でラベル貼付対象毎の識別のため使用する。品名コードと組み合わせ、最低1年間ユニークとなるよう設定された番号。 現在、『ラベル貼付対象毎』を『ユニークとなるよう設定』するため、全ラベルのシリアルNoを変更しています。しかしながら、梱装箱、梱包袋、梱包リールのラベルのシリアルNoが異なることで、客先から受入れ時に弊害があるとクレーム連絡を受けました。貼付する全ラベルのシリアルNoをユニークにしなければならぬ認識が合っているか、ご確認頂けないでしょうか。	EIAJ標準納品システムでは、様式C-3ラベルは、個装(リール、バルクケース、パックなど)に貼付し、個装品を収容した外装には、様式Dラベルを添付します。 客先受入れ時は、外装ラベル(様式D)もしくは、標準納品書のバーコード(納品キー番号、納入数量、発注者品名コード、入数)を読み取り納品受付を行うのが標準の運用になります。 一方、様式C-3ラベルのシリアル番号は、受・発注者間での取り決めがなくても受注者側で(任意に)出力できますが、発注者側でラベル貼付対象毎の識別のため(製品投入時など)にシリアル番号を使用しますので、ラベル貼付け毎にユニークである必要があります。	
シンボル標準	C-3ラベル	作成・印刷システムについて 取引先より、製品の品質向上、トレーサビリティ強化に向け、「EIAJ標準のC-3ラベル」貼付の対応依頼がありました。現在、C-3ラベルの作成、印刷を行うためのシステムの導入を検討しております。そこで一般的に使用されているシステムおよびそれらを取扱っているベンダーをご紹介いただけますでしょうか？	お問い合わせのありました「EIAJ C-3ラベル」の仕様につきましてはJEITAでお答えできますが、ラベル作成・印刷に係るシステムを取り扱うベンダーの紹介はしておりません。	
シンボル標準	C-3ラベル	バーコード表示項目の“受注者コード”について 「表 C-3ラベルのバーコード表示項目」により「受注者コード」が必須となっておりますが「図 C-3ラベルのバーコードを使った表示パターン」のパターン4を拝見しますと“受注者コード”の表示がございません。受注者コードは、表示必須ではないとの理解でよろしいでしょうか？	受注者コードにつきましては表示必須ではありません。 バーコード表示項目では必須となっておりますが、現場での利用実態も鑑み、「発注者・受注者がTPAで取り決める任意項目」とする方向で見直し検討を行う予定です。併せて、バーコードを使った表示パターンの記述見直しも行います。	
シンボル標準	C-3ラベル	QRコード(2次元シンボル)の記載された刊行物について EIAJ-EDI標準(赤本)の2001年度版を所持していますが、最新版を購入したいと考えております。 EIAJ-EDI標準の最新版には、QRコード対応したC-3ラベルの記載はありますか？	EIAJ-EDI標準の最新バージョンは2H(2001年度版)です。 EIAJ-EDI標準(2H)ではQRコード(2次元シンボル)の記載はありません。後継のECALGA標準から記載があります。(2017年度版が最新) ECALGA標準2017年度版(国内ビジネス辞書編(SCM))にC-3ラベルほか、シンボル標準の記載があります。ECセンターホームページからご購入ください。 なお、C-3ラベル仕様については、抜粋版をホームページに掲載しています。	

分類1	分類2	問い合わせ内容(Q)	回答(A)	備考
シンボル標準	Dラベル	<p>利用目的・方法について EIAJ形式のDラベルの本来の利用目的・方法をお教えてください。</p>	<p>EIAJ Dラベル(標準納品荷札)の利用目的・方法については、EIAJ標準(または後継のECALGA標準)の「標準納品システム」に記載がございます。 以下、一部抜粋；</p> <p><目的> 標準納品システム[※]は、出荷、納品、受入れ関連業務における受注者、および発注者それぞれの社内業務の効率化や業務の質の向上に資することを目的としている。 [※]EIAJ-EDI標準に従い相互に交換した取引関係情報に基づいて受注者にてDラベル・標準納品書を発行し表示されたバーコード情報を読み取り、発注者が管理している取引関係情報と照合する等、自社のシステムにおいてDラベル・標準納品書から読み取った情報を活用するシステムを総称して「標準納品システム」という。</p> <p><ビジネスモデル> ※備考欄参照</p>	
シンボル標準	Dラベル 標準納品書	<p>作成・印刷システムについて EIAJ標準納品書及びDラベルの印刷ソフトを提供するベンダーを探しています。フリーソフトでも結構ですのでご紹介いただけますでしょうか？</p>	<p>標準納品書及びDラベルの仕様につきましてはJEITAでお答えできますが、ラベル作成・印刷に係るシステムを取り扱うベンダーの紹介はしておりません。</p>	
シンボル標準	Dラベル 標準納品書	<p>仕様やファイルフォーマットの記載された刊行物について EIAJ 1D版に記載があるDラベルの仕様およびファイルフォーマット情報を含む資料が必要になったのですが、JEITA/ECALGA標準 という刊行物を購入すれば含まれているでしょうか？</p>	<p>JEITA/ECALGA標準はEIAJ-EDI標準を包含しており、帳票・ラベル類の情報も網羅されています。 Dラベル仕様やファイルフォーマットは、JEITA/ECALGA標準『国内ビジネス辞書編(SCM)の「JEITAシンボル標準」』に掲載されています。</p>	
シンボル標準	Dラベル 標準納品書	<p>規格の公開について JEITA/ECセンターのWebサイトにC-3ラベルの仕様書がPDFファイル形式で公開されておりますが、Dラベル及び標準納品書について同じような仕様書を公開していただくことは可能でしょうか？</p>	<p>Dラベル及び標準納品書の規格につきましては、JEITA/ECセンター発行の刊行物をご覧ください。 C-3ラベルは他の帳票類とは異なり、純粋なEIAJ(ECALGA)標準ではなく、JIS規格から派生しているため、オープン規格としてWebサイト上で参照できるようにしています。</p>	
シンボル標準	標準納品書	<p>標準規定以外のバーコードの表示について EIAJ標準納品書の「納品書兼検査票」の納品キー番号のバーコードや「納品受付票」の3段表示のバーコード以外のバーコードを印字しても良いでしょうか？ なお、「納品受付票」の受注者用バーコード情報は既に使用しているため、別の情報印字を検討しています。 また、「納品書兼検査票」であれば受注者の下、「納品受付票」であれば受入数量の下など、欄外の使用は発注者と協議の上運用しても良いでしょうか？</p>	<p>新たにバーコード印字を追加して運用する際には以下の課題があります。 (※備考欄にイメージを記す)</p> <p>(1)追加するバーコードの識別子の問題 ⇒『3Nx』の『x』は現在1~7まですでに定義されている。 ⇒『納品書(兼)検査票』に標記するバーコード識別子の該当なし。 (2)同一行に複数バーコードが存在する場合の読取制度の問題</p> <p>以上から、追加する項目とその必要性を検討した上で新たな識別子を規定する(標準改訂する)必要があります。 追加する項目にもよりますが、2次元シンボルの活用を検討することをお勧めします。</p> <p>また、受発注者間で協議の上バーコード情報を追加して運用して結構ですが、標準規定外運用になりますので(標準納品書ではありませんので)、帳票から「EIAJ標準納品書」の印字を削除して運用してください。</p>	
シンボル標準	標準納品書	<p>様式について EIAJ標準納品書は複数の様式があるかと思いますが、受領書がついたパターンはありますか？</p>	<p>EIAJ標準納品書には複数の様式はありません。バーコードを縦向きに印刷するか横向きに印刷するかの違いがありますが表示する項目は同一です。</p>	

ECALGA標準に関するお問合せ一覧

2018/12/25

分類1	分類2	問い合わせ内容(Q)	回答(A)	備考
シンボル標準	標準納品書	帳票用紙の製作について EIAJ標準納品書をレイアウトやミシン目加工も含め、印刷業者へ製作依頼を検討していますが、製作するにあたっては、貴協会の承認を頂くことが必要でしょうか？	JEITAの承認の必要はございません。標準規格に準拠した帳票製作をお願いします。	
シンボル標準	標準納品書	社印、認印等の押印について 標準納品書の記載内容について、お取引先様のグローバル化に伴い、納品書への社印、認印等の押印を廃止したい旨の、連絡が増加しています。 弊社では、従来より、納品書の原本の根拠として、押印を必須項目としてすべてのお取引様に協力をお願いしてきましたが、ここ最近、より強く押印廃止を求める声が高まっています。他社様の状況を踏まえ、JEITA様の指針、お考え等がありましたら、アドバイスお願いいたします。	納品書への社印、認印等の押印に係る運用につきましては、各社の業務規程に則る運用になりますので、JEITAの標準書類に記載(規程)はありません。また、JEITAとしての指針もありません。 その理由として、例えば、請求支払い領域におけるEDI情報(買掛情報や請求情報)で売掛金買掛金管理ができたとしても、最後に証憑類で確認をする会社もあれば、電子データだけで済ませる会社もあり、各社業務規程に則るからです。	
シンボル標準	標準納品書	納品受付票の取り扱いについて EIAJ標準納品書にある納品受付票は、納品先、納品元いずれが保管するよう指定はあるのでしょうか？ 取引先により受領書として返却いただいたり、取引先内の運用上使用するとの事で返却されなかったり対応が異なるのでお伺いしたくよろしくお願いいたします。	EIAJ標準納品書/納品受付票の取り扱いに関して運用上の規定はありません。 ※標準納品書の基本要件のなかに現品受領に関して以下の記述があります。 (納品受付票を現品受領書として使用されるケースはあります) ----- (EIAJ-EDI標準より抜粋) ----- 受領書は現品受領の証拠として、受注者が必要とする帳票である。 運用については、1998年7月に制定された「電子帳簿保存法」等に従って行うこと。 次の運用パターンが考えられる。 方法1: 標準納品書の一部である納品受付票を使用 方法2: 発注者が出力する現品受領書を使用 方法3: 受注者側の様式に発注者が受領を証した帳票を使用 方法4: 発注者が現品受領後ただちに入荷情報を送信	
シンボル標準	標準納品書	2次元シンボル(QRコード)仕様について EIAJ標準納品書をEDIより出力して利用していますが、業務改善に向けて新たにQRコードを付与したいと考えています。 封入封緘業務を機械化するにあたり送り先ごとに識別、振り分けする機能にQRコードを利用することを考えています。 QRコードを標準納品書に表示するにはどのような点で検討すればよいでしょうか？指標や定義、仕様についてご教示ください。	EIAJ標準納品書の二次元シンボル(QRコード)仕様については、ECALGA標準書(EIAJ標準の後継)に記載がございます。 ECALGA標準書/シンボル標準では、各帳票・ラベル仕様、二次元シンボル仕様、および、表示規格等の詳細について記述がございますのでこちらをご確認ください。 http://ec.jeita.or.jp/jp/modules/contents07/index.php?content_id=8 「JEITA/ECALGA標準 2017年度版」分冊4 国内ビジネス辞書編(SCM);7編-11)シンボル標準	
シンボル標準	標準納品書	小数点以下を含む数値のバーコード表示について EIAJ標準納品書「納品受付票」のバーコードの上部に記載されている値についてご教示ください。 処理(D)の仕様(納入数量が1段目から3段目に続く仕様)を使用しています。 納入数量の小数点はどのように表示すればよろしいでしょうか？ 小数点以下に値がある場合とない場合で、表示方法は変わるのでしょうか？	JEITA/ECALGA標準『国内ビジネス辞書編(SCM)の「JEITAシンボル標準」』に以下の掲載があります。(2017年度版では、VII-269~270頁に記載) ラベル出力ソフトにおいてEDI伝送データ(9(9)V(3))を変換する場合は次のような判断で行うこと。 下1~3桁(小数部分)に0以外の数字があれば、小数点「.」を付加する。 下1~3桁が全て0なら「.」は付加しない。 EDI伝送データ バーコード表示データ 000010000000 10000 000000012300 12.3 000000005250 5.25	
データ項目定義	取引符号区分(繰返し数)	繰返し数について EIAJ-EDI標準の項目No.00058取引符号区分X(1)のようにバージョンアップによって繰返し数が変わっている項目は他にありますか？ 1D、2E、2F: 繰返し数なし 2G: 繰返し数最大5 2H: 繰返し数最大6	同一項目でも情報種(情報の種類)により繰返し数が異なることはありますが、同一情報種でバージョンにより繰返し数が変わった事例はありません。 例) 項目No.00058「取引符号区分」 ・支給品請求情報(2H以降): 繰返し数最大「6」 ・請求情報(2G以降): 繰返し数最大「5」 ・検収支払情報(2G以降): 繰返し数最大「5」 ・請求支払情報(2G以降): 繰返し数最大「5」 ・合計支払情報(2G以降): 繰返し数最大「5」 その他の情報種では(各バージョンで)繰返し数はありません。 (検収情報(1A~2H)、買掛明細情報(1B~2H)、等)	
データ項目定義	納期	日付項目のデータセットルールについて 「納期」など日付項目について、赤本の項目定義では9属性ですが、例えば「999999」が使えるかという質問に対して、その解となる文章がどこかに記載されていますでしょうか？書かれていない場合、EIAJ規則的にはどのような見解になるのでしょうか？	納期の項目内容の説明は『発注者が受注者に提示する納入期日』となっています。 99年(または9999年)は理論上、『年』として認識可能ですが、99月や99日は理論上『月』や『日』として認識できません。 項目定義で日付(期日)と明記している以上「999999」は使用できないと解釈してください。	

ECALGA標準に関するお問合せ一覧

2018/12/25

分類1	分類2	問い合わせ内容(Q)	回答(A)	備考
データ項目定義	納品キー番号	<p>納品キー番号における「-」「+」の意味合いについて</p> <p>請負先会社において、システム切り替えに伴い、準拠した方式となりましたが、質問させていただきたいのが、納品書の『納品キー番号』の定義です。注文番号の後に、分納回数をユニークになるように付記するという説明は、見当たりますが、桁数についての説明がありません。現状、(請負先の)取引先からの納品に際して、6桁の注文番号(請負先会社設定)の後ろに、①『-』00(数字2桁)、②『+』000(数字3桁)、の2パターンが混在します。</p> <p>①は、発注者(請負先)採用のインターネットシステムに基づき、発行作成され、②は、受注先側のシステム上で発行作成されたものと推測されますが、フォーマット上は、定型どおりの仕様ですが、特段の規定はないのでしょうか。または、推奨されているのは、どちらでしょうか。それと、桁数の前の『-』『+』の違いは、何を意味するのでしょうか。code39のチェックデジットでしょうか。</p>	<p>「-」は、ユーザー企業の独自仕様と思われる。(標準書に規程はありません)</p> <p>「+」は、発注者が採番した納品キー番号に、受注者が分納Noを採番し、明示的に「+」記号で分納Noを付加する場合に用います。</p> <p>分納Noとは、納品キー番号単位に、一回の納品ごとに採番した、1から始まる3桁の自然数をいう。</p> <p>数値項目として表され、数値の左側にゼロを埋める。001、002、003……となる。(分納Noを含む納品キー番号全体で最大23桁)</p>	
コード定義	課税区分	<p>不課税取引における課税区分の使用方法について</p> <p>EDIのユーザより不課税取引に関する質問がありました。恐れ入りますが、課税区分(項目No.00059)についてご教示頂けないでしょうか。取引の種類は以下の4通りがあるかと思えます。</p> <p>①課税取引、②非課税取引、③免税取引、④不課税取引</p> <p>おそらく、課税区分により判別を行うものと思われるが、EIAJの規格上は、以下の定義となっており不課税については定義されていないようです。不課税の場合、課税区分は何を設定するのが正しいのでしょうか。</p> <p>1: 課税取引、2: 非課税取引、3: 免税取引、4: 経過措置取引、9: 消費税対象外取引</p> <p>推測ですが不課税の場合は“9”を設定するか、独自に不課税用に番号を採番して関係者に周知するなどの運用で対応するかのいずれかでしょうか。もしくは、課税区分以外で判別できるような項目があるのでしょうか。</p>	<p>不課税取引=「消費税対象外取引」です。</p> <p>課税区分“9”の設定になります。</p>	
コード定義	通貨コード	<p>通貨コードの規格について</p> <p>標準書「共通コード」の章に記載されている「項目No.00281 通貨コード」の説明で「SWIFT*を使用する」との記載がありますが、これは「ISO 4217を使用する」と読み替えても問題ありませんか？</p>	<p>SWIFTの通貨コード=ISO4217の通貨コードと考えていただいて構いません。</p> <p>SWIFTの通貨コードは「SWIFTの国名略号」+「その国の通貨の頭文字」で構成されています。例えば、日本円は「JPY」ですし、米ドルは「USD」で香港ドルは「HKD」、韓国ウォンは「KRW」となります。</p> <p>ヨーロッパユーロについては前身の通貨コードである「XEU」が当初割り当てられていたため、赤本の2001年版まではユーロは「XEU」としていましたが、ECALGAでは2003年版からユーロを「EUR」に変更しています。</p>	
コード定義	変更注文区分	<p>変更注文区分の“99:その他”の使用方法について</p> <p>変更注文情報の変更注文区分には、“1”~“8”と“99:その他”がセットされるように規定されており、この“99:その他”の使い方について教えて下さい。1~8に該当しない項目を変更した場合は、変更注文区分に“99:その他”をセットすべきなのでしょうか。それともその場合はスペースになるのでしょうか。“99:その他”の使い方標準書に記載されている内容は、変更注文区分の繰返し数は3個なので、3個以上の項目に対して変更が発生した場合は、繰返しの3番目に“99:その他”をセットするように記載されているに過ぎません。</p>	<p>1: 変更注文区分の繰返し数は3個なので、“1”~“8”に該当する項目が4個以上の項目に対して変更が発生した場合は、繰返しの3番目に“99:その他”をセットする。</p> <p>2: 変更が発生した項目が3個以内の場合で“1”~“8”に該当しない場合は“99:その他”をセットする。</p> <p>但し、“1”~“8”に該当しない項目が複数発生した場合“99:その他”は1回のみセットする。</p> <p>※備考欄に例を示す。</p>	<p>例1) 変更発生項目が4項目の場合 1△、2△、3△、4△の項目に変更が発生した時 変更注文区分『1△』『2△』『99』</p> <p>例2) 変更発生項目が3項目だが“1”~“8”に該当しない項目が含まれる場合 1△、の項目と該当無項目が2項目の場合 変更注文区分『1△』『99』⇒3項目目はセットしない。</p>
業務運用定義	支給取引(下請法)	<p>下請取引における支給取引EDIの運用ルールについて</p> <p>問1.) 支給取引EDIの運用ルールの『支給予定情報と支給実績情報の関係』(2017年度版では、VI-51頁に記載)について、確認させてください。 『支給先が下請け事業者の場合、発注者は支給を行うに先だって支給予定を支給先に通知する必要がある。』これは、どのような事を前提に『…必要がある』と記載しているのでしょうか？</p> <p>下請法(下請代金支払遅延等防止法)に沿った意味であると考えましたが、下請法には、それに該当する内容は無いと思われます。弊社では、下請け事業者に対しても支給予定情報を利用せず、支給実績情報を送信したいと考えています。</p> <p>問2.) 『下請取引適正化推進講習会テキスト』に記載されている内容は、実際に支給する際の支給伝票に記載が必要な項目を述べているのであって、支給前の予定に対して連絡することを述べているのではないと思います。よって、下請取引においても【支給実績情報】に所定の項目が記載されていれば、【支給予定情報】は不要と判断しています。『支給先が下請け事業者でない場合はこの限りではない』という点は、理解しております。</p>	<p>回答1.) 下請取引に関する支給予定情報は、下請取引においては必須と理解しています。H11年11月(公正取引委員会・中小企業庁)発行の『下請取引適正化推進講習会テキスト』22~23ページ(ア.書面の交付義務:第3条)に記載があります。赤本では『支給先が下請け事業者でない場合はこの限りではない』とのことが記載されています。</p> <p>回答2.) JEITAでは支給予定情報は下請取引においては必須と理解して標準化しています。従って、御社がどのように法を解釈したかについて、その良否の判断はできません。下請法に関する解釈についての質問は「公正取引委員会・中小企業庁」に問い合わせして下さい。</p>	
業務運用定義	納期回答	<p>納期回答情報における訂正コードのデータセットルールについて</p> <p>弊社ではこのたび材料の購入先様より納期回答データをEDIを通じて送信していただく事を検討しております。その中で情報システム部門より「購入先様が一旦回答した納期に対し、取消しを行い、同じ注文番号に対して再度回答する場合、訂正コードは“変更”となるのかそれとも“新規”となるのかとの質問を受けております。この件に関しまして、もし明確なルールがありましたらその内容をお教えいただきたく、あるいはルールが明確でない場合はどちらのケースが一般的なのか、お教えいただければ幸いです。</p>	<p>納期回答の取消・再回答が何を意味するのかについてJEITAでは想定していませんでした。通常は「訂正」での運用になると理解しています。</p> <p>ただし、JEITA標準では訂正区分(訂正コード)の運用は一律で規定しているため、ご質問の疑問が出てきたのだと思います。</p> <p>前述の通り、通常は訂正での運用を想定していますが、もし削除・再回答で運用する場合は、JEITA基準に則れば、削除後の再回答(納期回答)の訂正区分は、『1(新規)』が正しい運用となります。</p>	

ECALGA標準に関するお問合せ一覧

分類1	分類2	問い合わせ内容(Q)	回答(A)	備考
業務運用定義	納期回答	<p>納期回答情報における発注部門コードのデータセットルールについて 納期回答情報の作成方法について、発注側で項目No.00006の発注部門コードを入れた確定注文情報を送り、その注残に対して納期回答情報を作成する場合、項目No.00006の発注部門コードはどのような値がはいるのでしょうか？発注側が入れた値でしょうか？それともblankになるのでしょうか？それとも特にそこまで規定はされていないのでしょうか？</p>	<p>「項目No.00006 発注部門コード」は「任意」項目ですので、受発注者間で交換するかどうか、交換する場合にはどのような交換の方法を採るのか、を予めTPA(Trading Partner Agreement:業務運用上の取決め事項)で取り決めておく必要があります。</p>	
業務運用定義	納入指示 (分割納入)	<p>納入指示情報における分割ルールについて 材料倉庫スペース不足の問題から、着荷材料量を柔軟に管理できないかと検討しております。 ECALGA標準の納入指示情報の作成方法(2017年度版では、VI-139頁に記載)を確認した所、分割納入指示の記載がありましたので、下記ご質問させていただきます。 EDIを活用し部品発注をする場合、発注した注文情報に対して、後日、分割納入指示(納入指示情報)を実施しても問題ないでしょうか？ 以下、例示。</p> <p>----- ・納期 07/01 納入指示数量 100個 ←06/01発注(注文情報) ・後日06/10に分割納入に変更(納入指示情報) 納期 07/01 納入指示数量 70個 納期 07/15 納入指示数量 30個 ※この様に、後日 分割納入指示を実施しても問題ないか？</p>	<p>ECALGA標準(2017年度版では、VI-139頁に記載)に準拠していますので、例示のとおり運用であれば問題ありません。</p>	
業務運用定義	預託取引	<p>預託取引について EIAJ規約の解釈について確認させていただきたいのでよろしく申し上げます。EIAJ-EDI 1999年度版でEDI取引を行っています。新たに預託倉庫取引を追加するのですが、下記のようなメッセージの送受信方法は規約の解釈としてあっているのでしょうか？</p> <p>問1.) 1999年度版のcock区分の利用方法 cock区分の使い方は下記の内容であっていますか？ ・預託倉庫に補充するとき、確定注文のcock区分を「cock品」にする。 ・上記以外の注文のとき、確定注文のcock区分を「通常品」にする。</p> <p>問2.) ECALGA預託取引(補充要求から入庫まで)について 預託倉庫への補充要求から入庫までを範囲とし、受け渡し(倉庫からの払い出し)は対象外とした場合、ECALGA預託取引では下記のように運用すると理解しました。 預託所要計画を出した後、実際に倉庫へ補充してもらうために確定注文を出します。 この時、確定注文は(預託取引、単価未定、単価ゼロ)で出します。 この方法で法的(下請法など)または規約上、問題ないでしょうか。 ○フロー 預託所要計画 確定注文は(預託取引、単価未定、単価ゼロ) 納期回答 出荷 入庫</p> <p>問3.) ECALGA預託取引(受け渡しから検収まで)について ECALGA預託取引には、受け渡し(倉庫からの払い出し)から検収までの間には確定注文を送付するフローがありませんでした。 預託倉庫から受け渡しする際に、確定注文情報の送付は必要ないのでしょうか？</p>	<p>回答1.) 1999年度版(2G)でのcock区分の利用方法としては正しいです。 預託取引を正規標準としたECALGA(2K以降)では「cock区分」はありません。 ECALGAでは「コンサイメント区分」で預託取引の種別(通常、預託、VMI)を設定します。 --- (ECALGA該当頁) --- ECALGA標準2017年度版-国内ビジネス辞書編(SCM) ・コード定義書(VII-222頁)</p> <p>回答2.) ECALGAでは、下請法対象取引において、単価区分で「未定」を使用することはできません。 また具体運用における法的取扱いにつきましては、貴社の法務部門などにご相談ください。 --- (ECALGA該当頁) --- ECALGA標準2017年度版-国内ビジネス辞書編(SCM) ・コード定義書(VII-222頁)</p> <p>回答3.) 確定注文は引き取り責任を伴う情報種です。 預託在庫と通常在庫(引き取り責任あり)の区別が不明確になるリスクがありますので、確定注文を利用した上記の運用はお勧めしません。 ECALGA標準の預託取引(VMI、コンサイメント)のフローをご参考ください。 --- (ECALGA該当頁) --- ECALGA標準2017年度版-国内業務モデル編(SCM) ・倉庫事業者預託モデル(JEITA-VMI)概略ビジネスモデルフロー(VI-198頁) ・コンサイメントモデル概略ビジネスモデルフロー(VI-210頁)</p> <p>1999年度版をベースに確定注文での預託取引の運用を想定されているようですが、新たに預託取引を検討されるのであれば、ECALGA標準に準拠した運用のご検討をお願い致します。</p>	